

事例発表座談会

「合併に伴う視聴覚業務への影響」その 質疑応答



常世田 では、ちょっと早めですけども、質疑に入りたいと思うんですが、何か今までのところでご質問はありますでしょうか。

「T市立図書館です。合併前の図書館で収集方針というのはそれぞれにあったのでしょうか。それで、合併したことによって一つの収集方針になったのかどうかをお伺いしたいと思います。」

T市では平成19年4月から視聴覚のサービスを始めました。別のT市内の視聴覚ライブラリーが所蔵していたものを4月から引き継ぎ図書館でサービスをするようになったのですが、余り図書館で出たくないような、例えばR指定のVHSなどもあったりして、一応作業室の中に引っ込めているんですが、「前、視聴覚ライブラリーにあったのに、なくなったんですか」とか、そういう質問をされることがあるので、合併後の収集方針に合わないものの取り扱いについてもお伺いしたいと思います。」

遠間 視聴覚の収集方針があってもね、予算があまりないから意味がないんですよ。R指定についてはR18とかR15のシールを貼って対応しています。大人の人には貸してあげますよ。

長谷川 さいたま市図書館要覧のほうに載ってますが、「収集、選択に関する基準」広範囲な主題から、もしくはメディアの特性を生かして適宜選択とか……。それぞれ旧市でも収集方針を持ってましたが、ほとんどこれに近いものでした。ただ、遠間さんのお話にもありましたように、やはり優先順位をつけていって購入したいものを買っていくとですね、予算がかなり限られてますので、スタンダードなものとか評価の定まったものを購入していくと、基準以前の問題になってしまう部分があります。

さいたま市はそれまでそれぞれの館がそれぞれに選定をして購入していたんですが、昨年度から集中選定をしまして、さいたま市の持ち物として、どこの図書館に置く、リクエストに対応して複本を増やす、タイトル数を増やすとかというもののほかに、一括発注をして、若干マーク代を削減するとかということも始めました。これは、DVDの購入希望とかがあっても、今まではうちの図書館はDVDを扱ってないからと門前払いをしてたんですけども、先ほどの話じゃないですが、うちは扱ってないけど、扱ってる図書館に伝えるとか、収書選定の基準とはちょっと違いますが、購入希望等もそれぞれの館が真摯に受けるという姿勢も必要なのかなと実感しつつあります。

常世田 さいたま市の場合には、視聴覚を置く、例えばDVDを置く館がもっと増えていく可能性はあるわけですか。

長谷川 中央図書館はCDだけで映像は扱わないんですが、今後開館する図書館に関しては、扱わないということはないでしょう。

常世田 DVDが置いてある館は、現在2館でしたよね。基本的に、他の館で受けたリクエストもその

2館に届くけれども、最終的に選ぶのはその2館の担当者しか選ばないのですか。

長谷川 それですと購入希望とかを把握できないので、視聴覚資料の実務担当者会議が窓口になって、それをまとめて、発注をするときに考慮する。今後の話で、決定事項ではないんですけども、こうしたいなというのが、リクエスト数が多い、もしくは長期延滞になったとか、あと、購入希望、もしくは市内でコンサートをやった人とか、賞をとって急に需要が増えたとかというのも、中央図書館のほうで定期的にそれを拾うようなシステムをつくって、なるべく声に応えていきたいとは思っております。それがどういう形でできるのかは今検討中なのですが、扱ってるそれぞれの図書館の担当者に任せようと把握できない部分があるから、何か組織をつくってやる必要があるとは思っております。

「K大学附属図書館です。先ほどのT市の方が言われましたけれども、図書館と視聴覚ライブラリーみたいなものの合併というのは…。要するに著作権法三十八条の第五項では、補償金を支払った映像資料は貸し出ししてもいいですよという規定があるわけですけども、視聴覚ライブラリーというのは別ではないのですか。要するに貸し出しできるのは市内の学校とか所定教育機関、団体、公共団体、これに順ずる団体に貸すわけですよ。図書館の場合は個々の人に貸すということで、合併したらどうなるのかという質問を、実はわたしも受けたことがあるのですが、これは権利者側がどう考えるかということによるんじゃないでしょうか。」

常世田 三十八条第五項は、おっしゃるとおり、非営利・無料の場合は個人に対する頒布、要するに貸し出しについては、一定の補償金を支払うことによって、無許諾で、権利者に対して、例えば映画会社とかに対していちいち許諾をとらずに貸すことができますよという法律なんですけれども、実はこれには必要なものがありまして、わたしたち図書館が補償金を払うための受け皿を、権利者側がつくらなきゃいけないのです。ところが実は権利者側がそれをつくっていないんです。ご存じのように、十数年かけてビデオ協会と日本図書館協会がそれについて協議をしたのですが、結局結論が出ないまま物別れになってしまってるという状況です。上映についての合意事項の取り交わしは行いましたが、個人貸し出しについては、結局支払先についてのシステムは権利者側が用意してくれなかったわけです。

それで、今はどういう状況かといいますと、この三十八条第五項ではなくて、著作権法ですらなくて、契約です。契約で個々の商品について許諾をとっているんです。ですから、いわゆる著作権法上の非営利・無料の貸し出しに関する補償金制度というものは実は日本の場合には働いていません。これは視聴覚ライブラリーも同じで、視聴覚ライブラリーの方は実は娯楽映画ではなくて岩波映画のような教育映画系の団体と合意書を交わしてまして、そこで確か100%とか300%定価より多く払うということができていて、これも実は契約です。ですから、個々の契約で個別の商品についてさまざまな許諾を権利者側は図書館に対して与えているという状態です。せっかく著作権法があるのに、それが活かされてないんですね。仕方がないので、日本図書館協会ルートという、いちいち権利者と許諾契約を結んで、これとこれは図書館に置いて個人貸し出ししていいですよという仕組みをつくったということなんです。

ですから、図書館と視聴覚ライブラリーが統合した場合には、その個々の作品がどういう契約になっているかということを精査しないといけないわけです。先ほどご質問いただいたように、契約上、貸し出しをする対象が限られていたら、図書館では貸し出せないかも知れないということになりますので、契約書の確認が必要になると思いますね。

「H町立図書館です。先ほど回覧で回りました、視聴覚資料専用の返却のポスト、あれはどこの会社の製品なのでしょうか。多分レンタルビデオ店なんかに置いてるものと同じものかなとは思ってるんですけども、教えていただくとありがたいなというふうに思ってます。」

「それから、日本図書館協会が始められる2008年春からのCDの情報提供と選択システム、J-LAMS(ジェイ-ラムズ)ですか、このことをちょっと説明をしていただくとありがたいなというふうに思ってます。2点、よろしくをお願いします。」

遠間 ()返却ポストなんですけど、おっしゃるとおり、レンタル屋さんで使われてるものと同じもので、うちが購入したのは埼玉福祉会からです。直接落ちる形ではなくて、段階を経て落ちるように手を加えて、そのところにクッションを施してあります。VHSは図書と同じポストに返すようにしまして、CDはCD専用で、あとCD ROMとDVD専用があります。なぜ2台に分けたかという、うちは返ってくる量がかなりあるからです。ちょっと時間をおくと、例えば休館日ですとかお正月、年末年始、一日でも入り切らないぐらいで、結局職員が抜きに行かないといけないぐらい戻ってきます。

常世田 専用のボックスで分けてやると、事故とかは余り起きないですか。

遠間 返却ポストではCDとかDVDの盤が割れるということはまだないんですが、窓口返却時にケースこわれが毎日数点みつかります。うちで言うと、この耳、フタのつなぎ目の部分ですかね。あとへそと言って、CDを納めるポッチがありますよね。それが破損して結局CDに傷をつける。高崎市は空ケースを1,500とか2,000の単位で毎年購入してるんです。

長谷川 1点補足しますけれども、ICタグのついてるCDというのは、CDの盤にICタグを貼るので、かなり厚みが出ます。これは自動車のカーステレオですとかパソコンとかで再生すると、熱でそれがはがれたり、このシールの部分が引っかかってはがれたりして、先ほどのケースじゃありませんけど、ハードを壊しかねませんので、さいたま市では全部の資料に「これはオートチェンジャー式、もしくはフルスロットルには適していませんので再生はしないでください」と記載されたシールを貼って対応しております。

常世田 ()二つ目のご質問ですが、今まで日本図書館協会としては、VHS、DVDを中心に頒布をしていたわけですが、図書館の現場の皆さんからは音楽CDも何とかしてくれという声はかなりありまして、これまでもある程度のところまでは対応していたんですが、この度いろいろ検討しまして、かなり、広く商品を集めて提供できる体制を整えつつあります。それに応じてマークのほうも、先ほど遠間さんからお話がありましたように、非常に廉価なマークと、それから、中身をかなり精査した、少し高いけれども、かなり中身の充実したマークというふうに、二段階の商品展開をしていこうと考えております。

音楽CDと音楽のマークについてご要望がありましたら、どんどんお寄せいただきたいと思うんです。早ければこの年明けぐらいからいろいろテスト稼働を実施して、何館かの図書館さんにご利用いただくような形をつくっていこうというふうに考えております。ご要望を盛り込んで、よりいいものにしていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

安達勝一（日本図書館協会映像事業部）最後に I 県立図書館から事前にいただいたご質問 3 点です。

「利用者から映像資料の寄贈の申し出があっても、著作権上の許諾の問題がありお断りしています。先日、レンタルショップの中古品をお持ちになった方がいらっしゃいましたが、市販のものと許諾に違いがあるのでしょうか。」

レンタル用の場合、権利者はレンタル店に対して「レンタル使用」を許諾しており、「販売」をしているわけではありません。商売上あるいは物流上、レンタル店はビデオを仕入れている形にはなっていますが、商品そのものの権利は権利者にあり、中古品になっても当然、頒布権があります。（消ししない）ですから、そういったビデオの寄贈という行為はあきらかに頒布権侵害にあたります。

「官公庁が制作した映像資料を受け入れています、××実行委員会など時間が経つと解散してしまう任意の団体からの寄贈の場合、許諾の照会先が不明な場合があります。また、「著作」と明記されている場合はよいのですが、「制作」「製作」「企画」などと表記されている場合は、著作権はどこにあるのか教えてください。」

確かに全国の図書館でこういった資料の扱いに苦労されているお話しをお聞きします。やはり、その資料を受領した時、その都度、使用方法をよく確認しておくことを徹底するしか方法はないと思います。そして、作品の著作権は「制作」「製作」「企画」等、表記されている人や法人の全てにありますし、ジャケットに全て表記されていない場合も多く、全ての権利者から許諾を取ることは、非常に困難で事実上不可能なことが多いと思います。

一般的な解決策としては、その作品の販売者、寄贈品であれば送付者に確認を取ることだと思います。有償無償を問わず、図書館への頒布について権利者から請け負っている訳ですから、その販売者・送付者に代表して確認を取ればよいと思います。

「一昨年の 10 月から DVD の館外貸出を始めました。1 年以上経過し、傷による修理を要するものも多くなり、CD と兼用の研磨機を使用しています。傷の防止になるようなフィルムを貼る方法もあると聞きますが、再生に若干の支障がありそうです。他に防止策・修理策など、情報をお持ちでしたら教えてください。」

最近「ハードコーティング仕様」の DVD も販売されており、逆にこれを研磨するとコーティングがはがれてしまいますので注意が必要です。（ジャケットにその旨表記されています。）また、DVD や CD にスプレーしてコーティング効果が出る薬品が開発されたようで、傷の予防という点で効果が見込めるもののようです。近々正式に商品化されるそうです。（「DVD・CD キズ防止クリーナー」）

安達 これをもちまして、本日の視聴覚資料研究会終了させていただきます。ありがとうございました。

* 事例発表座談会「合併に伴う視聴覚業務への影響」その 質疑応答 おわり

その 各館の装備状況 その マークの統一・許諾の確認 問題の調整とスケジュール
はホームページ TOP の PDF をご覧ください。